

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

「食」は、私たちが生涯にわたって、心身ともに健康で生き生きとした生活を送るために、欠かすことができない大切なものです。

豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」の推進が求められています。

また、地域の特性を活かした食生活の実践や地域産業への理解の促進など、食を通じて地域の活性化を促進していくことも期待できます。

国は、国民が生涯にわたって健康で豊かな食生活を実現するための「食育」を重要課題として捉え、国民的な運動として推進していくために平成17年に「食育基本法」を制定した後、平成18年に「食育推進基本計画」を策定しました。

帯広市においても、食や農業などの資源を活かしながら、市民とともに総合的な「食育」を進めることを目的として、平成19年9月に帯広市食育推進計画(平成19年度～23年度)、平成24年3月に第2次帯広市食育推進計画(平成24年度～28年度)、平成29年3月に第3次帯広市食育推進計画(平成29年度～令和4年度)を策定し、各種取組を進めてきました。

これまでの取組により、食育推進計画において設定しているいくつかの指標項目が改善するなど、一定の成果が表れているものの、市民全体の朝食欠食の増加や食育への無関心層の増加など、依然として課題があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、健康への関心の高まりや、世界情勢の変動に伴う食料の安定供給への不安など、食を見つめ直す契機となっており、市民の心身の健康の増進や地域の活性化に向けて、食育の重要性が高まっています。

そのため、これまでの食育推進の成果と課題を整理し、食育の意義や大切さを改めて考え、市民や関係機関・団体等が役割を分担しながら、本市の食育を総合的に推進するため「第4次帯広市食育推進計画」を策定するものです。

食育とは

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

(食育基本法前文より)

第1章

計画の策定について

第2章

これまでの取組の
成果と課題について

第3章

計画の基本的な
考え方について

第4章

施策の展開について

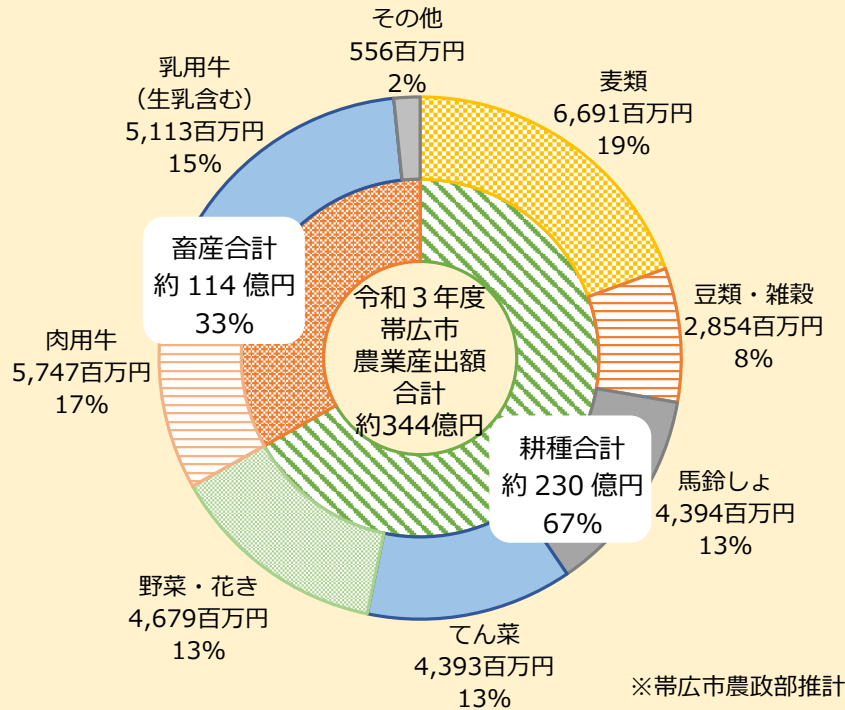
第5章

計画の推進体制と
進捗管理について

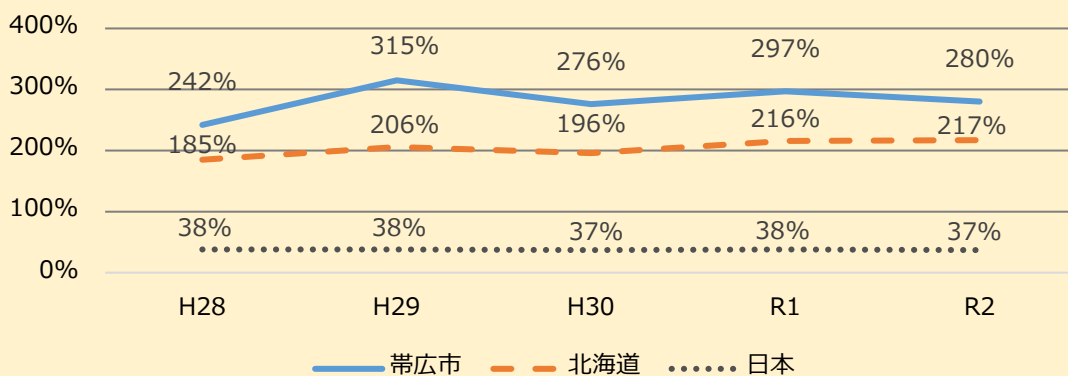
資料編

帯広市の地域特性

帯広市は長い日照時間、きれいな水と空気など、食料生産に恵まれた自然環境を持ち、畑作4品（小麦・豆類・馬鈴しょ・てん菜）を中心とした輪作体系に基づく大規模で機械化された土地利用型農業が展開され、安全・安心で良質な農畜産物を生み出す「日本の食料基地」といえる地域です。



食料自給率の推移



馬鈴しょの収穫作業



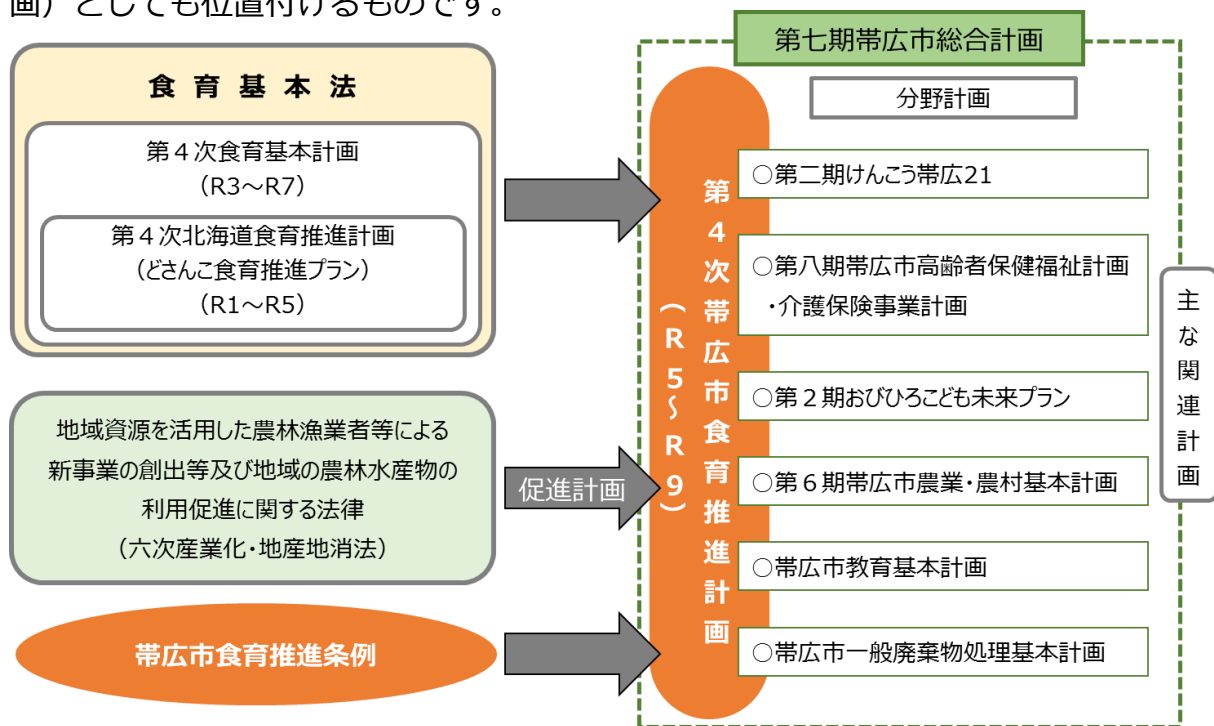
八千代牧場の入牧

2 計画の位置付け

第4次帯広市食育推進計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画と位置付け、国の「第4次食育推進基本計画」や北海道の「第4次北海道食育推進計画」を踏まえた上で、「第七期帯広市総合計画」における「食育」を具体的に推進するための総合的な指針として、帯広市食育推進条例（令和5年4月1日施行）に基づき策定するものです。

また、「第二期けんこう帯広21」などの各関連計画とも整合性を図るとともに、連携しながら食育の取組を推進します。

なお、本計画は、地産地消の推進についても取り組むことから、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条第1項に基づく地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）としても位置付けるものです。



3 計画期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などによって計画の変更が必要となった場合には、適宜見直すこととします。

<食育基本法>

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。